

(10) 朝鮮人及蒙古人内地移籍法律並關係

REEL No. A-0503

0394

アジア歴史資料センター

局長用

内閣文庫

内地朝鮮間戸籍ノ移動ニ關スル法律立案要旨

(昭和一九一〇一〇印)

一、目的

現在共通法第三條ニ依リ婚姻妻子縁類義族入籍等ニ因リ内離、間家ノ出入可能ナルモ更ニ轉籍、分家、一家創立等ニ因リ内地間戸籍ハ移動ヲ可能ナラシメ主トシテ皇民化ノ程度ノ高ク且犯罪悪疾ノ遠傳病等無キ朝鮮人ヲシテ内地ニ本籍ヲ有セシメ之ニ依リ内離區別ノ標準ヲ徹底シ以テ内離一體ノ理念ヲ具現スルヲ以テ目的トス。

二、立法形式

(1) 戸籍法ヲ駆除ニ施行スル形式ニ依ラザルコト

親族相續ノ實體ニ關シ内地法規ヲ異ニスル現在ニ於テ戸籍法ヲ削

除ニ施行スルコトハ別紙記載ノ如ク種々ノ障謹ヲ豫想セラルルヲ以テ不可ナリ。

(2) 共通法上之形式ヲ以テスルハ妥當ナラズ。

共通法所定ノ地域ニハ臺灣ノ外關東州、南洋群島ヲモ包含スルヲ以テ内離間ノミノ戸籍ノ移動ニ關スル規定ヲ共通法改正ニ依リ認可ルコトハ當ラ得ザルノミカラズ其ノ規定モ詳細ニ至り且其ノ数モ相當多數ニ達スベキコトガ豫想セラルルヲ以テ共通法中ニ之ヲ含込ムコトハ妥當ナラズ。

(3) 法律ノ形式ヲ以テスルコト

内離間ニ互ル身分及戸籍ニ關スル事項ヲ規定セラルルヲ以テ制令ヲ以テスルコトハ不可能ニシテ法律ノ形式ヲ以テ制定スルコトヲ

要ス

法律ノ形式ヲ以テスルトセバ共通法ノ特例ト認メラルベキ單行法
律ヲ制定スルヲ可トス

(4) 法律ニ於テ重要ナル部分ノミヲ規定シ他ハ勅令ニ委任スル形式ニ
依ルコトハ不可

法律ニハ極メテ基本的抽象的ナル事項ノミヲ表示シ他ハ勅令ニ委
任スル形式ヲ採ルコトハ立法ノ體裁トシテハ適當ナリト感念セラ
ル、然レ法律ノ形式ヲ簡単ニシ他ノ大部分ヲ勅令ニ委任スル形
式ヲ採ルトキハ時ノ政府ノ方針ニ依リ極メテ容易ニ之ヲ改廢シ得
ベキコトトナリ憲法ノ意旨ヲ反映スルコト無クシテ改廢セラル
場合ヲモ生スヘキヲ以テ不可ナリ

(5) 規定上成可ク内地人及朝鮮人ヲ包括シテ制定スルコト

朝鮮人ノミニ付規定ヲ設ケルトキハ、然ニ謂權ノ嚴重カル條件ヲ
附スルトキハ却テ内々區別ヲ法文ノ上ニ明カニ意識セシムルコト
ニ當着シ立法技術上拙劣ト認メラルヲ以テ成可ク内地人ヲ包括
シタル規定ヲ設ケ法文上一見シテ其ノ差異ヲ判斷スル吾國難ナラ
シムルガ如ク規定スルヲ可ドス

二、適用ヲ受クル者ノ範囲

(1) 内地居住朝鮮人中皇民化ノ相當高度ニ達シタル者（相當ノ條件ヲ
具備セル者）ノミニ付適用スルコト（第一款）

(2) 居住場所ノ如何ヲ問ハズ朝鮮人中皇民化ノ相當高度ニ達シタル者
（相當ノ條件ヲ具備セル者）ノミニ付適用スルコト（第二款）

レ (3) 内地人及朝鮮人（相當ノ條件ヲ具備セル者）ニ付適用メルコト

三葉

三、適用ヲ受クル者ノ範囲ノ廣狭ノ可否

併合以來三十有餘年ニシテ朝鮮人ノ皇民化ノ進捗見ルベキモノアリト雖モ全般的ニ至リ公平ニ之ヲ觀察スレバ未だ内地人ニ比シ著シキ軽アルハ較ノ否レザルトコロニシテ現在然ニ戰時下戸籍上ニ存スル内歸區別ノ標準ヲ全國的ニ撤去センカ朝鮮及内地ニ於ケル統治上一大混亂紛糾ヲ來スベキハ火ノ暗ルヨリ瞭カナリトス從テ其ノ影響スルトコロノ大ナルニ達ミ兵ノ適用ヲ受クベキ朝鮮人ノ範囲ハ成可ク少範囲ニ限定スルヲ可トス之ガ爲ニハ眞ニ皇民化シタリヤ否ヤヲ判定スヘキ相當程度慎重ナル條件ヲ附シ之ニ合致スル者ニ付テノミ

戸籍ニ開スル移動ヲ認容スルヲ可トス

四 戸籍ノ移動ヲ認ムル對象ノ範囲

(1) 個人ヲ單位トシテ其ノ範囲ヲ定ムルコト（個別主義）

國籍法中歸化ノ許可ヲ爲ス場合ノ例テ被ヒ個人々々ニ付條件ヲ具備セルヤ否ヤヲ審査シ戸籍ノ移動ヲ許容スルトセバ家族制度ヲ破壊スル許可後ノ家ノ構成員ノ他ニ付因縁ナル問題アリ且戸主又ハ家族ノ一部ニ付テノミ戸籍ノ移動ヲ許容スルトセバ家族制度ヲ破壊スルコトニ關着スルヲ以テ不可ナリトス

(2) 家ヲ單位トシテ其ノ範囲ヲ定ムルコト（團體主義）

戸主ニ付條件ヲ具備スルヤ否ヤヲ審査シ條件ヲ具備スルトキハ戸主及現行ノ家族全部ニ付戸籍ノ移動ヲ許可スルコト

戸籍ノ移動ヲ認ムル範囲廣キニ失シ適當ナラズ

(3) 戸主、其ノ直系尊屬、妻及直系卑屬ヲ單位トシテ其ノ範囲ヲ定ム
ルコト（制限無主義）

戸主、其ノ直系尊屬、妻、及直系卑屬ニ付條件ヲ具備スルヤ否ヲ
ヲ審査シ真ノ範囲ニ於テノミ戸籍ノ移動ノ許否ヲ決スルコト

當該家ニ屬スル其ノ他ノ家族ニ付テハ特別ノ事情アル場合ニ限り
戸籍ノ移動ヲ許可スルコト

其ノ他ノ家族ニ付戸籍ノ移動ヲ許可セラレザル場合ハ分家又ハ二
家創立ヲ爲サシムルコト

五 條件

(一) 内地ニ年間引續キ住所ヲ有スルコト

(2) 戸主ガ獨立ノ生計ヲ営ムコト

(3) 戸主ガ滿一年ニ達シタルコト

(4) 戸主及家族が國語ヲ常用スルコト

(5) 罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ一定期間戸籍ノ移動
ヲ認容セザルコト

(6) 悪疾ノ遺傳病ヲ有スル者ヲ除外スルコト

(7) 内地ニ於テ義務教育ノ全課程ヲ修了シタル者ニ付テハ條件ヲ證
知スルコト

(8) 一般朝鮮人ニ對シ戸籍ノ移動ヲ認容スル場合ノ條件

(1) 軍務ニ服シタル者及其ノ遺族

(2) 國民徵用ニ服シタル者

(3) 國家ニ特別ノ功勞アリタル者（日韓併合ノ志士等）及其ノ家族
(4) 國境警備其ノ他公務遂行ニ際リ殉職シタル者ノ家族

(5) 犯ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ一定期間戸籍ノ移動

ヲ認容セザルコト

(6) 患疾ノ遺傳病ヲ有スル者ヲ除外スルコト

(7) 血統ニ關スル條件ノ緩和左ノ場合ニハ條件ヲ緩和スル規定ヲ設ク

ルコト

(1) 父母ノ一方ガ内地人ナルカ又ハ内地人ナリシトキ

(2) 戸主ノ配偶者ノ内地人ナリシトキ

六 戸籍ノ移動ヲ廣範國ニ及ボサシメザル爲ノ制限

親族入籍其ノ他ヲ無制限ニ許容スルトキハ戸籍ノ移動極メテ廣範國

ニ至リ弊害アルヲ以テ之ヲ適當ニ制限スル規定ヲ設クル必要アリ

(1) 親族入籍ヲ適當ニ制限スル規定ヲ設クルコト

(2) 其ノ他ノ脫法行爲ト認メラルモノヲ制限スル規定ヲ設クルコト

七 所轄官廳及處分形式

親族相續及戸籍ニ關スル事務ナルヲ以テ裁判所（内地ニ於テハ區裁判所朝鮮ニ於テハ地方法院及同支廳）ノ所管トシ且許可ノ裁判ニ蒙テシムルヲ相當トス（蓋シ歸化ノ場合ノ如ク條件簡單ナラザルヲ以テ行政官廳ヲシテ取扱ヘシメ其ノ許可處分ニシムルコトハ相當

テラス）

現在無難者ノ就業ハ裁判所ノ許可ニ禁ラシムルノ以テ之ト同様ナカ
性質ヲ有スル戸籍ニ關スル移動ハ裁判所ク所管トシ莫ク許可ニ禁ラ
シムルヲ以テ最モ當ラ得タルモノト認ハザルベカラズ
不許可ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズトスルコト
許可ノ裁判ニ對シテモ檢事相轄ナフズト思料スルトキハ抗告ヲ爲ス

エドヲ得ルコトトスルコト

裁判ハ居住地又ハ本籍地ノ裁判所ノ所管トスルコト（此ノ範内邊境
外ノ裁判所ノ管轄ニ付因縁ナル同過アリ）

戸籍上ノ移動方式

分家一新創立又ハ轉籍ノ形式ニ依リ他ノ地境ニ戸籍ヲ設ケ又ハ移
セシムルコト

此ノ場合從來局シタル家ノ戸籍ヨリ除籍セシムルコト
戸主ガ從來局シタル家ヨリ除籍セラルトキハ其ノ家ハ絶家シタル
モノトシテ取扱フコト

既存シタル家族アルトキハ分家又ハ一家創立ヲ爲サシムルコト

(昭和二十九年一月朝鮮總督府法務局民事課印)



内地劇譲問ノ職業等ニ關スル法律侵害

第一條 本法ニ於テ地域外籍スルハ内地又ハ朝鮮ヲ歸ア
爲スコトヲ得恒シ共通法第三條第二項ノ適用ヲ妨ヘズ

第二條 一人の地域人者ハ本法ノ規定ニ依リ他ノ地域を轉居又ハ分家ヲ
第三條 戸主ノ直系尊属並ニ其ノ配偶者、戸主ノ祖孫者、戸主ノ直系
卑属並ニ其ノ配偶者及以上ノ者ノ親權ニ服スル者ヲ除ク其ノ他ノ家
族ハ戸主ノ義理ニ從フコトナシ恒シ特別ノ事情アル場合ニ於テ戸主
ノ申請ニ因リ裁判所ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ種ニ在テズ
前項ノ規定ニ依リ他ノ地域ノ籍ヲ取得セザル家族ハ一家ヲ創立ス
第四條 左ノ條件ヲ具備スルトキハ戸主ノ住所ヲ舊籍スル裁判所ノ許
可ヲ得テ新籍スルコトヲ得

一 戸主及戸主ニ從ヒ轉籍スベキ家族が引續キ三年以上新籍セント
スル地域ニ住所ヲ有スルコト

二 戸主又ハ戸主ニ從ヒ轉籍スベキ同居ノ家族が現ニ一戸ヲ構ヘテ
獨立ノ生計ヲ營ム者ナルコト

三 戸主が成年者ナルコト

四 戸主及其ノ家族が國語ヲ常用スルコト

第五條 左ノ各號ノ一一該當スル一ノ地域ノ戸主ハ其ノ住所ヲ舊籍ス
ル裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得
一 父、祖母、父若ハ母が他ノ地域ノ者又ハ者ナリシトキ
二 配偶者が他ノ地域ノ者ナリシトキ
三 児子が他ノ地域ノ者ナリシトキ

第六條 戸主又ハ戸主ニ從ヒ轉籍スペキ家族ガ二年以上軍務ニ服シタルトキ又ハ三年以上誠實三國家忠勤貞業務若ハ立ニ達ズベキ業務ニ從事シタルトキハ戸主、服役者又ハ從事者ノ住所ヲ管轄スル裁判所ヲ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルユトヲ得

轉籍ヲ許サザル裁判マリタルトキハ同一ノ事由ニ因ル轉籍許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 戸主ノ住所地ノ都市町村長戸尹郡守ハ特別ノ事情アルトキハ轉籍ノ抵觸ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ガ轉籍ヲ許スベキ事情アリト認ムルトキハ前回條ノ規定ニ拘ラズ轉籍ノ申請ヲ許可スルコトヲ得

第八條 前五條ノ規定ハ分家ニ之ヲ準用ス但シ戸主ノルハ分家ニ因

リテ戸主ト爲ルベキ者トス

第九條 本法ノ規定ニ依リシノ地域ヨリ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家シタル者ノ親族ニシテ一ノ地域ニ在ル者ハ特別ノ事情アルトキハ其ノ住所又ハ居所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ轉籍又ハ分家シタル者ノ家ニ入ルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一二該當スルトキハ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得ズ

一 戸主又ハ其ノ家族が起訴セラレ刑事事件裁判所ニ係屬セルトキ
二 戸主又ハ其ノ家族が禁錮以上ノ刑ノ言渡フ受ケ刑ノ執行ヲ終リ
又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年ヲ経過セザルトキ

三 戸主又ハ其ノ家族が國民健生法第三條第一項第一號乃至第五號

ノニ該當スル疾患ニ鑑レルトキ又ハ醫學的經驗上同一ノ疾患
福ル良特ニ善シキトキ

第十一條 前條ノ規定ハ分家及第九條ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十二條 本法中裁判所トアルハ内地ニ在リテハ區裁判所トシ朝
在リテハ地方法院又ハ地方法院支院トス

裁判及其ノ手續ハ非訴事件手續法又ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ
定メタル同法律ニ依ル但シ裁判ニ拘シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

ズ

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國會法第二十條ノ規定ハ當分ノ間本法ノ規定ニ依リ内地ノ事ヲ取扱シ

タル者ニ拘シテハ之ヲ適用セズ

大日本帝政政府

(昭和十九年一月一日朝鮮總督府法務局民事課印)

内地朝鮮間ノ轉籍等ニ關スル法律假案

第一條 本法ニ於テ地域ト稱スルハ内地又ハ朝鮮ヲ謂フ
第二條 一ノ地域ノ者ハ本法ノ規定ニ依リ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得但シ共通法第三條第二項ノ適用ヲ妨ガズ
第三條 戸主ノ直系尊屬竝ニ其ノ配偶者、戸主ノ配偶者、戸主ノ直系卑屬竝ニ其ノ配偶者及以上ノ者ノ親權ニ服スル者ヲ除ク其ノ他ノ家族ハ戸主ノ轉籍ニ從フコトナシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ戸主ノ申請ニ由リ裁判所ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限り在ラズ

前項ノ規定ニ依リ他ノ地域ノ籍ヲ取得セザル家族ハ一家ヲ創立ス

第四條 左ノ條件ヲ具備スルトキハ戸主ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ轉籍スルコトヲ得

一 戸主及戸主ニ從ヒ轉籍スベキ家族ガ引續キ三年以上轉籍セ

二 戸主又ハ戸主ニ從ヒ轉籍スベキ同居ノ家族ガ現ニ一戸ヲ構ヘテ獨立ノ生計ヲ營ム者ナルコト

三 戸主が成年者ナルコト

四 戸主及其ノ家族ガ國語ヲ常用スルコト

第五條 左ノ各號ノ一二該當スル一ノ地域ノ戸主ハ其ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得シタルトキ又ハ三年以上誠實ニ國家總動員業務若ハ之ニ準ズベキ業務ニ從事シタルトキハ戸主、服役者又ハ從業者ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得轉籍ヲ許サザル裁判アリタルトキハ同一ノ事由ニ因ル轉籍許可

大日本帝国政府

ノ申請ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 戸主ノ住所地ノ都市町村長府尹郡守ハ特別ノ事情アルトキハ轉籍ノ推薦ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ガ轉籍ヲ許スベキ事情アリト認ムルトキハ前四條ノ規定ニ拘ラズ轉籍ノ申請ヲ許可スルコトヲ得

第八條 前五條ノ規定ハ分家ニ之ヲ準用ス但シ戸主トアルハ分家ニ因リテ戸主ト爲ルベキ者トス

第九條 本法ノ規定ニ依リ一ノ地域ニ_{白リ他ノ地域}轉籍又ハ分家シタル者ノ親族ニシテ一ノ地域ニ在ル者ハ特別ノ事情アルトキハ其ノ住所又ハ居所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ轉籍又ハ分家シタル者ノ家

ニ入ルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一一該當スルトキハ他人ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得ズ

一 戸主又ハ其ノ家族ガ起訴セラレ刑事案件裁判所ニ繫属セルトキ

- 二 戸主又ハ其ノ家族ガ禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年ヲ經過セザルトキ
- 三 戸主又ハ其ノ家族ガ國民優生法第三條第一項第一號乃至第五號ノ一一該當スル疾患ニ罹レルトキ又ハ醫學的經濟上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキ
- 四 戸主又ハ其ノ家族ガ前項ノ規定ハ分家及第九條ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 五 第十二條 本法中裁判所トアルハ内地ニ在リテハ區裁判所トシ朝鮮ニ在リテハ地方法院又ハ地方法院支廳トス
- 六 裁判及其ノ手續ハ非訟事件手續法又ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル同法律ニ依ル但シ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國籍法第二十條ノ規定ハ當分ノ間本法ノ規定ニ依リ内地ノ籍ヲ取得シタル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

印

大日本帝政政府

(昭和十九、二十、二十一日民事課印)

内地朝鮮間ノ轉籍等ニ關スル法律案

第一條 本法ニ於テ地域ト稱スルハ戸籍法施行地域タル内地及朝鮮民事令中戸籍ニ關スル規定ノ施行地域タル朝鮮ヲ謂フ

第二條 一ノ地域ニ本籍ヲ有スル者ハ本法ノ規定ニ依リ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得但シ共通法第三條第二項ニ該當スル者ハ此ノ限ニ非ズ

第三條 轉籍又ハ分家ニ因リ一ノ地域ノ家ヨリ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ル者ハ戸主、直系尊屬、戸主ノ配偶者、直系卑屬及其ノ配偶者ニ限り其ノ他ノ親族ヲ隨伴スルコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ非ズ

前項ノ規定ニ依リ他ノ地域ノ家ニ入ルコト能ハザル者ハ從前ノ地

域ニ於テ一家ヲ創立ス

第四條 本法ノ規定ニ依リ轉籍又ハ分家ヲ爲サンストスル者ハ本籍地又ハ住所地ヲ管轄スル裁判所ヲ許可ヲ受ケルヲ要ス
不許可ヲ裁判ニ對シテ不服申立シルヲ許可ス

前項ノ裁判無付テ不非訟事件手續法以規定並準用ス
第五條 又轉籍又ハ分家ニ因リ一ノ地域ノ家ニ入ル者ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 戸主及家族旁引續半三年以上轉籍又ハ分家セシムスル地域
二 戸主が現ニ轉籍又ハ分家セシムスル地域ニ於テ一戸ヲ構ヘ
三 戸主ガ満二十歳以上ナル当小戸主モト無ニシテ
四 戸主及家族が國語ヲ常用スルモノナルコト

大日本帝國政府

第六條 戸主又ハ其立法定ノ推定家督相續人ガ左ノ場合ニ該當スル

者ナルトキハ前條ニ定タル條件ヲ具備セザルトキト雖モ轉籍又ハ分

る分家ヲ爲スコトヲ得但シ裁判所ハ其ノ裁判ヲ爲ス前轉籍又ハ分

家地ニ本籍ヲ有スル者ヲ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムベシ

第二款 父又ハ母ガ轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル地域ニ於テ出生シ

現ニ其ノ地域ニ本籍ヲ有シ又ハ有シタルト生シテ之ノ年八月

三 在配偶者方轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル地域ニ於テ出生シ現

ニ其ノ地域ニ本籍ヲ爲サントスル地域ニ於テ出生シ現

四 轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル地域ニ特別ノ緣故ヲ有スル者

ハル外洋ノ十數以十數年間

第七條 左ノ場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ拘ラズ本籍地ヲ管轄スル

大日本帝國政府

裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得者ニ限リ

者一 二年以上軍務ニ服シタル者

二 三年以上誠實ニ國家總動員業務又ハ之ニ準ダベキ業務ニ服

三 三年以上誠實ニ官公吏ノ職ニ在リタル者

四 國家ニ特別ノ功勞アリタル者

第八條 轉籍又ハ分家ニ因ルノ外一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地

家ニ入ル者ハ入ルベキ家ノ本籍地ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ受ク

ルコトヲ要ス

裁判所ハ婚姻、不當ノ目的ニ因ラザル養子縁組ノ外正當ナル事由

アルニ非ザレハ許可ヲ裁判ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 戸主又ハ隨伴入籍スベキ家族ニシテ左ニ該當スル者アル場

合ハ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得ズ

府政國帝本日大

ニ其ノ届出ヲ爲スニ非ザレバ許可ノ效力ヲ失フ
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十條ノ規定ハ本法施行前婚姻又ハ養子縁組ニ因リ一ノ地域ノ家ヨリ他ノ地域ノ家ニ入リタル者ハ離婚又ハ離縁ニ因リ入籍前ノ地域ノ家ニ復籍又ハ離縁ヲ有スル者スベキトキハ入籍前本籍ヲ有シタル地ニ於テ一家ヲ創立ス
第十一條 本法ノ規定ニ依ル轉籍、分家又ハ入籍ハ許可ハ許可ノ日三十日内ニ裁判ノ臘本ヲ添附シテ轉籍地、分家地又ハ入籍地ヨリ三十日内ニ裁判ノ臘本ヲ添附シテ轉籍地、分家地又ハ入籍地

附則

府政國帝本日大

入ル場又轉籍又合ハノ禁錮ノ上級者ニ同ジ者ニ付セラレ其ノ執行ヲ終リタルトキヨリ五年
第一條 本法ノ施行ニ依リ豫防拘禁ニ付セラレ期間満了後五年ヲ經
第二條 本法ノ施行ニ依リ現ニ保護觀察ニ付セラレ居ル者
第三條 本法ノ施行ニ依リ現ニ保護觀察ニ付セラレ居ル者
第四條 思想犯保護觀察法ニ依リ現ニ保護觀察ニ付セラレ居ル者
第五條 遺傳性惡疾ヲ有スル者
第六條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リ一ノ地域ノ家ヨリ他ノ地域ノ家ニ入リタル者ハ離婚又ハ離縁ニ因リ入籍前ノ地域ノ家ニ復籍又ハ離縁ヲ有スル者スベキトキハ入籍前本籍ヲ有シタル地ニ於テ一家ヲ創立ス
第七條 本法ノ規定ニ依ル轉籍、分家又ハ入籍ハ許可ハ許可ノ日三十日内ニ裁判ノ臘本ヲ添附シテ轉籍地、分家地又ハ入籍地

朝鮮人及臺灣人ノ移籍ニ關スル諸問題 一昭一九一六一二
徹底セル朝鮮人及臺灣人ニ對スル戶籍上ノ處遇ト考ヘルカ其ノ根本觀念ヲ明瞭ナラシムルコトヲ第一義トス

ノ、前者トスレバ各法域間ニ於ケル轉籍ノ如ク、内地人、朝鮮人及臺灣人相互間ニ於テ寧口自由ニ戶籍ノ移轉ヲ認ムルヲ適當トシ、純粹ニ戶籍上ノ問題ニシテ司法事務トシテ司法省ニ於テ所掌スルヲ至當トスベシ。此ノ考へ方ハ身分法上ノ法律制度ガ内地、朝鮮及臺灣間ニ於テ夫々異ル現狀ニ於テハ理論上モ實際上モ尙無理ニシテ實體關係統一ノ目途ノ下ニ於テノミ之ガ形式的表現タル戶籍ノ移轉ヲ考フベキモナラズ、民族政策ノ根本ニ關スル重大問題ヲ包藏スルニ於テハ單ニ司法問題トシテ之ヲ處理スルコトヲ得ズ。

2、朝鮮人及臺灣人ノ内地ヘノ移籍ニ條件ヲ附シ許可ヲ必要ト

スル考へ方ハ後者ニシテ、言語、風習、思想、感情等ノ内地人化セル特定ノ朝鮮人及臺灣人ニ付戶籍法上モ内地人化ヲ認メントスルモノナリ。此ノ考へ方ハ其ノ根底ニ於テハ内地人ト朝鮮人及臺灣人トヲ區別シ兩者ノ混淆ヲ峻拒セントスルモノナリ、外國人ノ歸化ト比較スルガ如キ明カニ之ナリ。此ノ考へ方ニ依レバ移籍ハ單純ナル戶籍上ノ手續問題ト考ヘルコト能ハズシテ、其ヲ許可モ身分法上ノ法律關係ヨリモ寧口別箇ノ考慮ヲ必要トシ、内務省ノ所掌ニ於テ地方長官ヲシテ處理セシムルヲ適當トス。

3、移籍ハ戶籍ニ關スル單純ナル手續上ノ問題トハ考へ難ク、民族ノ混淆、同化乃至純粹保持等ニ關スル根本問題ヲ包藏シ、朝鮮人及臺灣人ニ對スル民族政策並ニ日本民族ノ將來ニ關スル長久ノ方策ノ根本ニ關スルモノナリ。

從テ手續的便宜的措置トシテ輕率ニ處理スベキテハ無ク之ニ付テハ朝鮮人及臺灣人ノ種類ノ資質、人口、增殖力、順應力、同

化力等ヲ内地人トノ對比ニ於テ慎重検討シ民族統治ノ大本ニ鑑
ミルヲ要ス。

三、朝鮮及臺灣ニ於テハ民法ノ親族及相續ニ關スル規定未だ適用ナ
ク夫々慣習ニ依ルコトトセラレ、内地人トハ身分法上ノ法律關係
係ヲ異ニス。從ツテ之ガ形式的表現タル戸籍ノ移轉ヲ實體關係
ヨリ引離シテ單純ニ考へ輕卒ニ措置スルコトハ嚴ニ慎ムヲ要ス
移籍ニ伴ヒ身分法上ニ重大ナル影響ヲ及ボシ複雜ナル法律關係
ヲ招來スルヲ以テ此等ノ法律關係ヲ明瞭ナラシメ之ニ對スル處
置ヲ慎重ニ考究セザルベカラズ。

四、移籍ハ眞ニ皇民化ガ徹底シ内地人ト名實共ニ擇フ所ナキニ至レ
ル朝鮮人及臺灣人ニ對スル戸籍上ノ處遇トスレバ、之ガ許可方
針ハ極メテ慎重ナルヲ要ス。而シテ許可方針ヲ如何ニ定ムルカ
其ノ寛嚴ハ極メテ重要ナル問題ヲ孕ムモノト豫想セラル

ノ、若シ國籍法ニ準ジ形式的要件ヲ法定シ置キ之ヲ具備スレバ
概ニ許可スルモノトスレバ懲ラクハ忽チニシテ數十萬ハ朝

鮮人及臺灣人ノ移籍方行ハルベク、内鮮人及内臺人間ニ重
大ナル混淆紛亂ヲ生ジ指導取締上種々困難ナル問題ヲ生ズ
2又逆ニ形式的要件ヲ具備シ且眞ニ皇民化ノ徹底セル者ニ付
テノミ限定的ニ之ヲ許可スルモノトスレバ歸化ノ不許可ト
ハ趣ヲ異ニシ、不許可處分ニ依リ差別待遇ヲ表面化スルコ
トニ爲リ移籍ヲ法律上認メタルダケ却テ朝鮮人及臺灣人ノ
處遇止好マシカラザル惡影響ヲ與フルモノト豫想セラル
五、移籍ニ關スル立法ハ戸籍移轉ノ自由ヲ内鮮、内臺相互間ニ認ム
ルモノトスレバ格別、然ラズシテ許可ヲ條件トシ朝鮮人及臺灣
人ノ皇民化ヲ公認スル結果タラシムル大ラバ、觀念上内鮮人及
内臺人ノ差別ヲ立法化スルモノトシテ、差別ヲ撤回ヲ趣旨トシ
ナガラ實ハ却テ差別ヲ國家ノ制度トシテ法制化スル矛盾ヲ含ムモ
クニ非ザルカ
六、現在制度上ノ處遇トシテ六内地ニ於テハ内鮮人及内臺人間ニ權

利義務共何ラノ差異ナキモ社會的生活的感情的ニ未ダ越ヘ難キ溝ノ存スルコトヲ否定スルヨト能ハズ、而シテ其ノ溝ハ戸籍ノ如何ニ依リ生ジタルモノニ非ズ又戸籍ノ如何ニ依リ超克シ得ルモノニ非ズ。果シテ然ラバ其ノ溝ヲ戸籍制度ニ依リ解消セントスル本件ニ依リテハ如何ナル效果ヲ期待シ得ルカ甚ダ疑問ナリ。問題ハ戸籍ノ如何ニ非ラズ又戸籍ヲ以テ如何トモ爲シ能ハザルコトヲ反省スル要アルベシ。

七 外國人ノ歸化ヲ例證トシテ朝鮮人及臺灣人ノ移籍ヲ説ク者アルモ、之ハ朝鮮人及臺灣人ヲ目シテ外國人ニ準ゼシムルモノト爲ス。奇怪ナル結果ト爲ラザルカ。而シテ又歸化人ハ假令戸籍ヲ等シウスルトモ容貌言動自ラニ日本人ト異リ何人モ其ノ本來ノ相本人ナルヨトヲ認メザルベク而モ克ク和合一心ヲ致ス。朝鮮人及臺灣人ハ嚴外シテ同胞ナリ。而シテ籍ヲ移シ本來朝鮮人又ハ臺灣人タルコトヲ隠匿スルニ非ザレバ眞ニ和合ヲ致シ難ク處遇ニ缺クル所アリト爲スハ甚ダ論理力通セザルモノアルベシ。況

ンヤ移籍ニ依リテ本來朝鮮人又ハ臺灣人タルコトヲ解消スルモノニ非ザルニ於テオヤ

八 現在婚姻及縁組又ハ之ニ伴フ親族入籍若ハ引取入籍ニ依リテ朝鮮人又ハ臺灣人ハ内地ノ家ニ入ルコトヲ得。即チ必要ナル部面ニ於テハ夙ニ自然ニ内鮮人及内臺人間ニ交渉融合ガ行ハレツツアリ。之ハ一面ニ於テハ全面的ノ移籍ヲ認ムル論據ト爲ルガ如キモ、社會的實際的結合ノ戸籍法上ノ整理ニ過ギザルモノニシテ、却テ戸籍ノ如何ハ社會生活關係トハ何等關係ナキコトヲ示スモノナリ。

九 朝鮮人及臺灣人ハ内地移籍ニ關聯シテ内地人ノ朝鮮及臺灣移籍ノ問題アリ。移籍ヲ轉籍ノ如ク單カル手續上ハ問題トスレバ内地人ハ移籍モ或ハ可ナラン一身分關係ニ重大ナル影響ヲ及ボ要スルモノトシ内地人化ヲ要件トシテ之ガ移籍ヲ認ムルナラバスコトヲ留意スル要アリ。然シ乍ラ朝鮮人及臺灣人ニ付許可ヲ内地人ハ朝鮮及臺灣ヘハ移籍ハ之ヲ認ムルコト能ハズ。

規格 B.5

郷ニ入りテハ郷ニ從フハ可ナランモ内地人ノ朝鮮人化又ハ臺灣人化ハ果シテ之ヲ認メテ可ナルカ、皇民化ノ精神ニ出ヅル立法ナラバ之ガ逆行ハ認ムベキニ非ザルベシ、尙内地ニ移籍セル者ハ朝鮮又ハ臺灣ヘノ復籍、内地ノ籍ノ剝奪ノ問題モアルベシ。

規格 B.5

朝鮮人及本島人ノ内地移籍ニ關スル件、昭一九一六一四
一 移籍ハ本人ノ願出ニ依リ地方長官之ヲ許可スルモノトスルコト
二 移籍ハ内地ニ一定ノ住居ヲ有スル者ニシテ生活ノ基礎安定シ言語風習其ノ他一般生活状態内地人ト逕庭ナキ程度ニ達シ且將來内地ニ永住スル意思ヲ有スルモノニ限り許可スルモノトスルコト
三 移籍許可ノ條件ハ概ネ左ノ如キモノトスルコト
一 引續キ五年以上内地ニ住所ヲ有スルコト
一 滿二十年以上ニシテ能力者ナルコト
一 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルベキ資産又ハ技能ヲ有スルコト
一 内地人ト異ラザル日常生活ヲ營ミ且内地ニ永住スル意思ヲ有スルコト
左ニ掲グル者ハ前項第一號ノ條件ヲ具備セザルモ引續キ三年以

REEL No. A-0503

0413

アジア歴史資料センター

内務省

一備考
移籍ニ依リテ身分法上ノ地位ニハ影響ヲ及ボザルコト
一移籍者ト朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル者トノ關係ハ共通法ニ依リ
律セラルルモノトス

規格 B. 5

内務省

上内地ニ居所ヲ有スレバ足ルモノトスルコト
一父又ハ母ノ内地人タリシ者
一妻ノ内地人タリシ者
一内地ニ於テ生レタル者
前二項ノ條件ヲ具備セザル者ト雖モ官吏ニ任用セラレタル等特
別トコト
コトノ事情アル者ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ移籍シ得ルモノトスル
四家族ハ戸主ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモ
ノトシ尙其ノ家ヲ去ルコトヲ得ザル者ニ法定ノ推定戸主相續人
トバ移籍スルコトヲ得ザルモノトキハ一家ノトスルコト
五家庭方移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト
ト共ニ移籍スルモノトシ其他ノ親族ハ三ノ手續ヲ經ルニ非ザ
移籍ヲ許可セラレタル者ノ妻及未成年ノ子ハ夫又ハ父若ハ母
レバ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

規格 B. 5



二二八

大正元年

朝鮮人及本島人ノ内地移籍ニ關スル件

(昭一九二一、一六)

方針

内地ニ一定ノ住居ヲ有スル朝鮮人及本島人ニシテ生活ノ基礎安定シ言語風習其ノ他一般生活状態内地人ト往復ナキ程度ニ達シ且將來内地ニ永住スル意思ヲ有スルモノハ左ノ要領ニ依リ内地ニ移籍スルコトヲ得ルモノトス

要領

- 一 移籍ハ本人ノ願出ニ依リ地方長官之ヲ許可スルモノトスルコト
- 二 移籍許可ノ條件ハ擬ネ左ノ如キモノトスルコト
- 三 引續キ三年以上内地ニ住所ヲ有スルコト
- 四 潤二十年以上ニシテ能力者ナルコト
- 五 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルベキ資産又ハ技能ヲ有スルコト
- 六 内地人ト異ラザル日常生活ヲ營ミ且内地ニ永住スル意思ヲ有スルコト

前項ノ條件ヲ具備セザル者ト雖モ特別ノ事情アル者ハ府縣知事ノ許可

ヲ得テ移籍シ得ルモノトスルコト

- 一 家族ハ戸主ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトシ
- 二 尚其ノ家ヲ去ルコトヲ得ザル者(法定ノ推定戸主相續人)ハ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト
- 三 家族ガ移籍スルトキハ一家ヲ創立スルモノトスルコト
- 四 移籍ヲ許可セラレタル者ノ妻及未成年ノ子ハ夫又ハ父若ハ母ト共ニ移籍スルモノトシ其ノ他ノ親族ハ二ノ手續ヲ經ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト
- 五 前項ニ依リ移籍セザル家庭ハ一家ヲ創立スルモノトスルコト

備考一

移籍ニ依リテ身分法上ノ地位ニハ影響ヲ及ボサザルコト

(移籍者ト朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル者トノ關係ハ共通法ニ依リ律セラルモノトス)

大日本帝政政府

大日本帝政政府

朝鮮人及本島人ノ内地移籍ニ關スル件（昭一九一「一六）

方針

内地ニ一定ノ住居ヲ有スル朝鮮人及本島人ニシテ生活ノ基礎安定シ言語風習其ノ他一般生活状態内地人ト逕庭ナキ程度ニ達シ且将来内地ニ永住スル意思ヲ有スルモノハ左ノ要領ニ依リ内地ニ移籍スルコトヲ得ルモノトス

要領

- 一 移籍ハ本人ノ願出ニ依リ地方長官之ヲ許可スルモノトスルコト
- 二 移籍許可ノ條件ハ概ネ左ノ如キモノトスルコト
- 三 引續キ三年以上内地ニ住所ヲ有スルコト
- 四 満二十年以上ニシテ能力者ナルコト
- 五 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルベキ資産又ハ技能ヲ有スルコト
- 六 内地人ト異ラザル日常生活ヲ營ミ且内地ニ永住スル意思ヲ有スルコト

前項ノ條件ヲ具備セザル者ト雖モ特別ノ事情アル者ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ移籍シ得ルモノトスルコト

三 家族ハ戸主ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトシ尙其ノ家ヲ去ルコトヲ得ザル者（法定ノ推定戸主相續人）ハ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

四 家族ガ移籍スルトキハ一家ヲ創立スルモノトスルコトト共ニ移籍スルモノトシ其ノ他ノ親族ハ二ノ手續ヲ經ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

前項ニ依リ移籍セサル家族ハ一家ヲ創立スルモノトスルコト（備考）

移籍ニ依リテ身分法上ノ地位ニハ影響ヲ及ボササルコト（移籍者ト朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル者トノ關係ハ共通法ニ依リ律セラルルモノトス）

大日本帝国政府

管理局長

朝鮮に於ける相續慣習に付て

管理局民政課

三六

大日本政國府

朝鮮に於ても民法は朝鮮民事令第一條に於て依用され適用される譯であるが朝鮮人の親族相續に關しては同令第十一條に依り別段の規定あるものを除く外民法に依らず慣習に依る事となつて居り相續に關しては同條但書に依り相續の承認及び財産の分離に關する規定のみが民法の適用を受け殆んど慣習に依る事になつてゐる以下判例、舊慣報告書等を基礎として朝鮮人の相續慣習の概略を述べる。

舊慣調査報告に依れば從來朝鮮に於ける相續には祭祀相續、財產相續及戸主相續の三種がある
①祭祀相續とは其の家に於ける祖先の祭祀者たる地位を承継するもので長子孫即ち長男若くは長男系の長男孫が祭祀者たる地位に立ち若し其の地位に立つ子孫なきときは養子を爲してその斷絶を防ぐこととして居る併し一家を創立した者及分家を爲した者は其の家に祀るべき祖先なきを以て祭祀者たる地位に在らざること素より言ふを俟たぬ、隨て其の家を繼ぐ者は單に先代

府政國本日大

又朝鮮に於ては既婚の男子が死亡した場合には其の者が家族であつても必ず祭祀者を定め若し遺産あるときは祭祀者となる者及其の他の卑屬が之を承継し、祭祀者となることを奉祀と稱し其の觀念及慣習は戸主たる男子死亡の場合と異ならず而して其の死者が長男なると次男以下の者なるとに因り區別はない以上の如く從來朝鮮に於ける相續は、戸主相續及財産相續に止まらず別に祭祀相續があり而も從來祭祀相續は相續中最も主要な地位を占め祭祀を相續する者は同時に戸主となるが戸主となる者は必ずしも祭祀承継者とならず一家の系統は祭祀相續者に依つて連續し戸主であつても女子は家系の世代に加へず、殊に相續以外に相續と觀念及慣習を同じうする場合（前述の家族たる既婚男子の死亡の場合）がある

元來民法のなかでも特に親族法、相續法は習俗的な内的生活に深い關係を持ち、傳統的な色彩が濃厚であるから朝鮮民事令は其の必要と認めた範圍に於て民法を適用することを避けて、從

府政國本日大

の祭祀者となるのみで祭祀の承継を爲すことなきも一祭祀承継者も又同時に其の先代の祭祀者となること勿論である。朝鮮では之を併せて奉祀へ奉祀の語は寧ろ奉祀者となるの意義に用ひられる」と稱し其の觀念及慣習は全く同一である。

(二) 財産相續は死者の遺産の承継で、死者が祭祀者たる場合には祭祀相續と同時に財産相續行はれ其の相續を爲す者は祭祀相續人のみに止まらず被相續人の他の中間も亦其の一部を承継する殊に祭祀相續人なき場合には祭祀相續行はれざるに拘らず被相續人の母又は妻に於て一時遺産を承継する慣例がある、而して被相續人が一家を創立した者又は分家を爲した者なる時は祭祀相續なしと雖も奉祀と同時に財産相續が行はれる。

(三) 戸主相續は戸主たる地位の承継で祭祀相續を爲す者は同時に戸主の地依を承継するが祭祀相續人たる者の無き場合には亡既戸主に死後養子を爲す迄被相續人の母又は妻に於て一時戸主となり遺産を承継し祭祀を攝行する。

大日本帝政政府

前のまゝに慣習法に依らしめたのであるが慣習法たる以上、其れは社會の必要に應じて徐々に進展し時代と共に推移することは歪み難い。

斯くて高等法院は、朝鮮に於ける戸主相續及財産相續の制度が確立するに伴ひ此の兩制度を他にして宗孫なるが爲に享受し得る特殊の權利、利益は全くくなつたと云ふ理由で、祭祀相續の觀念は單に先代を奉祀し祖先の祭祀を奉告すべき道義上の地位を承継することを意味するのみで法律上祭祀相續を認めざるに至つた（昭和八年三月三日高等法院民事部判決 参照）。

從つて朝鮮に於ける現行相續制度は戸主相續及財産相續の二種なるも、民法の家督相續及遺產相續の概念とは著しく趣を異にする。唯戸主相續人は戸主たる地位を承継すると共に財産相續人として前戸主に屬した財產上の権利義務を承継するから家督相續人に對比することが出来るが尙民法に比較し著しく異なる點は親族慣習に於ける（一）異姓不養（二）同姓不娶（三）死後養子制度等と共に

相續慣習に於ては（一）相續順位に付て男系主義であること、從つて女子の地位が低いこと（二）既婚、未婚の區別が判然としてゐること（三）遺產の承継は祭祀者となる場合に於ても常に分配主義であること（一）尤も祭祀者となる者は分配率多く通常 $\frac{2}{3}$ 乃至 $\frac{1}{2}$ である）等である。

又朝鮮に於ける財產相續と民法の遺產相續を對比するに何れも財產の相續たる點に於て同一であるが遺產相續は家族死亡の場合のみで戸主死亡の場合には認めないが（此の場合は家督相續）朝鮮に於ける財產相續は家族死亡の場合の外戸主死亡の場合にも生ずる相續で此の點互に異なる、殊に朝鮮に於ける財產相續は被相續人死亡の場合のみならず戸主の更迭又は其の地位を去るに因つて財產相續の開始することあり（女戸主が其の家に養子を爲し又は出嫁した場合）其の名稱に付ても二者を區別する必要がある。

以上朝鮮に於ける相續慣習の概要を民法と對比して述べたが尙

朝鮮人の家族制度と民法の家族制度との相異點の詳細を附記する

大日本帝国政府

朝鮮人の家族制度と民法ニ定ムル家族制度トノ相違點

第一 家ノ設立ニ付テ

(一) 分家

朝鮮ニ於テハ女子ハ分家ヲ爲スコトヲ得ズ又民法ニ於テハ分家者ノ直系卑屬ハ隨伴入籍セス民法九百七十二條トノ關係上分家者ハ分家ノ際戸主ノ同意ヲ得テ自己ノ直系卑屬ヲ分家ノ家族ト爲シ得ル旨ノ規定ヲ設ケアルモ朝鮮ニ於テハ分家者ノ直系卑屬ハ當然之ニ隨ヒテ其ノ家ニ入ル

(二) 一家創立

朝鮮ニハ離籍、復籍拒絶ノ制度ナク又國籍法モ施行セラレザルヲ以テ之等ニ關係スル一家創立ノ制度ナシ

第二 家ノ消滅ト再興ニ付テ

民法ニ於テハ絶家ノ時期明確ナラザルモ朝鮮ニ於テハ明ニ定メラル即チ戸主ヲ失ヒタル家ニ付死後養子ヲ爲スベキモノニ非ザルトキハ直ニ絶家ト爲リ然ラザルトキハ死後養子定マラズシ

大日本帝國政府

大日本帝國政府

(一) 朝鮮ニハ現在廢家ノ制度存セズ
テ三年ヲ經過セルトキハ絶家ト爲ル

(二) 廢絶家ノ再興ハ再興者ガ再興セラルベキ家ノ最後ノ既婚亡男
戸主ノ死後養子ト爲ルコトヲ要ス、從ツテ縱令親族ト雖死後養
子縁組ニ付定メラレタル一定ノ身分ヲ備フルコトヲ要ジ又此ノ
身分ヲ備フル者ハ親族ニ非ズトモ之ヲ再興スルコトヲ得(一ノ
死後養子ノ説明参照)

第三 戸主ニ付テ

(一) 戸主權

(1) 家族ノ婚姻又ハ養子縁組ニ對スル戸主ノ同意ハ絕對的要件
ニシテ之ヲ缺クトキハ無效トス從ツテ民法ニ規定セラルル如
キ此ノ同意權ニ伴フ離籍權及復籍權拒絶權存セズ

(2) 家族ノ居所指定ニ伴フ離籍權モ存セズ
(3) 戸主ハ他家ノ戸主ノ同意ヲ得テ其ノ他家ニ在ル自己又ハ家
族ノ親族ヲ自己ノ家族ト爲ス権利アリ

(4) 戸主ハ家族ニ對シ他ニ扶養義務者アルト否トニ拘ラズ第一
順位ニ於テ之ヲ扶養スペキ義務アリ

(二) 戸主權ノ喪失

(1) 戸主權喪失ノ原因トシテ女ガ戸主タル家ノ死後養子縁組ト
女戸主ノ出嫁等戸主ガ廢家スルコトナクシテ他ニ出家シ得ベ
キ場合ヲ認ム

(2) 入夫婚姻及隠居ノ制度存セズ

(三) 家族タル身分ノ喪失ニ付テ

(1) 國籍變更、離籍、復籍拒絶、廢家等ニ基因スルモノハ存セズ
庶子ガ父ノ家ニ入ルニハ戸主ノ同意ヲ要セズ

(2) 親族入籍ハ戸主ノ行爲ニシテ民法ニ規定スルガ如ク入籍者自

ラ之ヲ爲シ又ハ戸主ニ非ザル者ガ他家ニ在ル自己ノ親族ヲ引取
ルガ如キコトハ之ヲ認メス

(四) 戸主相續ニ付テ

朝鮮ニ於テハ相續ノ種類ハ戸主相續及財產相續ハ二種ニシテ家督

大日本帝国政府

大日本帝国政府

相續ナルモノハ存セズ、然レドモ戸主相續人ハ戸主タル地位ヲ承
繼スルト共ニ財産相續人トシテ前戸主ニ屬シタル財産上ノ権利義
務ヲ承繼スルヲ以テ戸主相續人ハ之ヲ家督相續人ニ對比スルコト
ヲ得ベシ戸主相續ハ前述ノ如ク家督相續ト著シク趣ヲ異ニス、左
ニ其ノ要領ヲ略説ス

(一) 戸主相續ノ開始原因ニ付テ

(1) 戸主ノ出縁、女ガ戸主タル家ノ養子縁組、女戸主ノ出嫁等ヲ認ム

(2) 民法ニ規定スル隠居、國籍喪失、女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚等ハ朝鮮ニ於テハ存セズ

(二) 缺格事由ニ付テ

法定ノ推定戸主相續人タル養子ガ外國ニ往キテ音信ナク又所在不明ナルコト數年ニ涉ルトキ及僧侶ト爲リタルトキヲ缺格事由トシテ認ム

(三) 戸主相續人ノ順位ニ付テ

(1) 朝鮮ニ於テハ戸主相續人ハ法定戸主相續人ノミニシテ民法ニ規定セラルル如キ指定家督相續人、選定家督相續人ニ對比スベキモノハ存セズ、唯戸主死亡ジ男子ナキ場合ニ於テ一定ノ身分ヲ有スル者ガ死後養子ヲ選定シ家ヲ繼ガシムル慣習アルモ其ノ選定ハ養子ノ選定ニシテ戸主相續人ヲ選定スルモノニ非ス、死後養子ハ亡戸主ノ養子ト爲ル結果戸主ト爲ルモノトス

(2) 戸主相續人ノ順位ヲ定ムルニ當リテハ必ズシサ前戸主ヲ基準トスルコトナク其ノ家ノ最後ノイヒ男戸主ヲ基準トシテ戸主相續人ノ順位ヲ定ム、從ソテ前戸主ガ未婚ノ男戸主ヲ基準トスア戸主相續人ノ順位ヲ走ム、從ツテ前戸主ガ未婚ノ男戸主又ハ女ガルトキハ其ノ者ニ付戸主相續人ノ順位ヲ定ム之未婚男子ノ前ノ既婚亡男戸主ニ付戸主相續人ノ順位ヲ定ム之未婚男子又ハ女ハ祭祀繼承上世代ニ數ヘザルヲ以テナリ又戸主ノ長男ガ既婚者ナルトキハ戸主ニ先ツテ死亡スルモ之ヲ世代ニ數ヘ

大日本帝政

大日本帝政

(5) ラ家督相續人ト爲り得ルコトヲ認ム 朝鮮ニ於ケル男子ノ相續ハ必ズ最後ノ既婚男戸主ノ直系長男子孫タルコトヲ要ジ 戸主死亡シ實男子ナク生前養子、遺言養子モナキトキハ亡戸主ニ死後養子縁組ヲ爲シ死後養子トシテ戸主相續人タラシム 従ツテ戸主ノ兄弟、兄弟ノ姪、既婚亡長男ノ弟ノ如キ者ハ男子ナキ場合ト雖其ノ身分ニ於テハ戸主相續人ト爲ルコトナク唯戸主又ハ亡長男ノ養子ト爲リタルトキニ於テ戸主相續人ト爲り得ルニ過キス殊ニ死後養子縁組ノ場合ニ於テハ死後養子ト爲ル者ハ亡養親ト一定ノ身分關係アル者ニ限ラルルヲ以テ其ノ範圍頗ル狹シ此ノ原則ニ對スル例外ハ前述ノ如ク女子ガ一時相續ヲ爲ス場合ニ於テ認メラルルニ過キス

(5) 女子相續人ノ順位ハ亡既婚男戸主ノ直系尊屬中最モ親等遠キ者ヲ先ニシ配偶者尊屬ニ次ギ直系卑屬ハ最終順位タリ民法ノ如ク直系卑屬ヲ第一順位トシ配偶者、姉妹ハ直系尊屬ニ先チ又直系尊屬間ニ於テハ親等ノ近キ者ヲ先ニスルトハ著ジク

(3) 戸主相續ハ男子相續ヲ本義トス、女子ハ男子ナキ場合ニ於テ相續人ト爲ルコトアルモ已ムヲ得サル例外トジテ一時相續人タルニ過キス亡男戸主ニ死後養子ガ選定セラルルトキハ選定ト同時ニ戸主ノ地位ヲ去ル、又前述ノ如ク女戸主ニ付テハ之ヲ基準トシテ相續人ヲ定ムルガ如キコトナシ
民法ニ於テモ直系卑屬タル女子ハ男子ナキ場合ニ於テ家督相續人ト爲ルコトヲ認メ被相續人ノ母、配偶者、姉妹等モ相續人タル場合アルモノ之終局的相續ニシテ一時のモノニ非ズ
(4) 戸主相續ハ直系卑屬タル男子ノ相續ヲ本義トス 民法ニ於テモ直系卑屬タル男子ヲ第一順位ノ相續人トシテ認ムルモ第二順位以下ノ相續人ハ其ノ範圍頗ル廣ク何等ノ緣故ナキ他人ス

大日本帝国政府

(四)

朝鮮ニ於テハ推定戸主相續人廢除ノ制度存セズ

相違セリ

管理局

大日本帝国政府

臺灣に於ける相續慣習について（管理局民政課）

臺灣に於ては民法は「民事ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行スルノ件」（大正十一年勅令第四百六號）を以て施行されてゐるが「臺灣ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件」（大正十一年勅令第四百七號）第五條に依り本島人のみの親族及相續に關する事項に付ては民法第四編及第五編の規定を適用せず別に定むるものを除く外慣習に依ることになつて居り現在相續に關する特別規定として相續未定地整理規則（明治四十四年律令第三號）があるのみである。

本島現時の親族、相續、慣習は領臺當時より存するものと領臺後新に生じたものを内容としてゐるが領臺當時の慣習も時代の進歩と共に漸次其の内容に變化を生じ現在に於ては民法の親族編、相續編の規定に著しく接近して來て居り新慣習に於ては勿論民法の規定と大體其の内容に於て變るところがない状態で臺灣に於ける判例が意識的に本島人の親族、相續、慣習を民法に近付けつゝ

大日本帝政政府

大日本帝政政府

ある傾向を明瞭に看取し得る。

併し臺灣本島人の親族、相續、慣習が全く民法の規定と一致したのでないから尙民法の規定を條理として適用する場合がある事勿論である。

以下相續慣習に付て殊に民法と異なる點に重點を置き略記する。本島の相續制度を説明するに當り先づ其の法源である支那法の相續制論を簡単に語る必要がある。

支那の相續には「家長たる地位の承繼」「封爵承繼」「宗祧承繼」及「財產承繼」の四種があつて、本島には右の中「財產承繼」の制度のみが行はれた様である、尤も一部には「宗祧承繼」へ嫡長子孫が父祖の祭祀を世々相承くる制度で民法の家督相續に酷似する一制度も本島に行はれたのであるが財產相續の制度が分頭相續の關係で事實上相續人が共同して祖先の祭祀を行ふ爲嫡長子孫が祭祀を行ふことを目的とする宗祧承繼制度は次第に衰微して無きに等しきものとなつたとする説もある。

ところが本島領有後の明治三十九年一月戸口規則が施行せられて家の組織の變革が行はれ其の結果戸主權が認めらるゝ様になり、次で昭和五年には「戸主相續ノ慣習」を判例で認めるに至つた。

戸主相續は戸主の戸主權喪失を原因として一人のみ之を相續すること民法と同様である。

從來本島の相續慣習は前述の如く財產相續のみで、其の財產相續には「家產承繼」と「私產承繼」との二つがあつた即ち「家產」とは家に屬する財産を謂ひ、家祖の死亡によつて相續が開始し「私產」とは家族に屬する財産で家族の死亡により相續が開始する事になつてゐる。

ところで現在では前述の通り戸主相續の新慣習が生じたので本島人の相續には(一)戸主相續と(二)財產相續があるとなり財產相續も戸主相續の影響を受け家祖の死亡で開始した家產相續が「戸主權喪失」を原因として開始する事となり私產相續の開始原因には變りはない。

府政日本大

大日本帝政政府

以上の次第で從來の家産相續、私產相續の稱呼も今日では前者を「戸主權喪失に因る財產相續」後者を「家族の死亡に因る財產相續」とするのが妥當である。尤も戸主相續と戸主權喪失に依る財產相續とは同時に行はれ不可離の關係にあるも兩者は各獨立したものとの觀念するを妨げない。此の點民法の家督相續が戸主權及財產權を包括した一個の相續なると趣を異にする。

「家族の死亡に因る財產相續」は民法の遺產相續と大體同様である。併し現行相續慣習中民法の相續と異なる最大の點は「家族の死亡に依る財產相續」は勿論、「戸主權喪失に因る財產相續」も「分頭相續」即ち共同均分相續主義を慣習としてゐる事である。従つて財產相續には相續人各自の應得財產を分配決定する「財產闖分」の契約があり又家産闖分の際家産の一部を以て相續人が共同して祖先の祭祀を營む爲に「祭祀公業」を設定したり生存の父母へ又は祖父母の生活費を支辨する爲家産の一部を抽出し父母の應得分となす「養贍財產」なる制度がある。尤も遺產の一部は被相續

人の意思に依り生前又は遺言に依り贈與し得る事民法と同様であるが財產分離、遺留分等に就ては慣習又は判例の見るべきものが少い。

要するに本島の相續制度は領臺前後の幼稚時代から幾變遷を経て今日の改善進歩時代に入り略々民法に接近するに至つたが尙未だ家の觀念に於て民法より遙かに稀薄で相續制度全體から觀ても尙其の内容不充分で未だ完全の域に達してゐない状態である。

(備考) 尚闖分に關しては別途附錄に其の概要を記す

府政日本大

府政日本大

關分ノ概要

關分トハ家産一家族ノ特有財産ニ非ザル家祖ヨリ順次承繼シタル財產即チ現時ニ於ケル戸主權ノ喪失ニ因ル相續財產ヲ指稱ス一ノ分割契約テ舊慣調査會ノ報告ニ依レバ要スルニ關分トハ家産ヲ抽籤ニヨリ分割スルノ謂ニシテ先ツ承繼人ノ分得率即チ股分ヲ定メ次ニ財產ノ評價ヲ爲シ之ヲ各股分ニ平等ニ割當テ最後ニ抽籤ヲ實行スルノ三段ノ形式ヲ踏ムモノトス

(一)股分ノ協定 承繼人が各同額ノ財產ヲ分得スヘキトキハ股分ハ承繼人ノ數ニ一致スヘシト雖其ノ等額ニ差アルトキハ先其ノ分數ヲ算出セサルヘカラス例ヘハ承繼人三人アリ其ノ内長房ガ次房ノ二倍ヲ得ルトキハ分數ハ之ヲ四トシ長房ハ其ノ二分次房三房ハ各一分宛ヲ得ヘク其ノ内ニ早亡者或ハ螟蛉子アリテ他子ノ半額ヲ受ケタリトセハ分數ヲ五トシ早亡者又ハ螟蛉子ハ其ノ一分ヲ他子ハ各二分宛ヲ得ベキ力如シ

(二)家屋ノ評價並ニ割當 家產ヲ分割スルニ當リ公業又ハ養贍業ヲ設

定シ或ハ長孫額功勞額等ヲ置キ其ノ他贈與ヲ爲サントスルトキハ此等ノ財產ヲ定メ家產中ヨリ抽出シテ分割以外ニ置キ而シテ分割スヘキ財產ヲ確定スルコトヲ要ス

分割スヘキ財產ヲ確定シタルトキハ被承繼人又ハ承繼人ハ立會人ト協議ヲ遂ケ

(1)田園ハ收納スヘキ租谷ニ依ル若シ租谷ノ定ナキトキハ適宜ニ其ノ價格ヲ定ム

(2)厝屋ハ其ノ構造及所在地ノ如何ニ依テ時價ヲ定ム若シ店舗ナルトキハ前後ニ分テ之ヲ算定ス

(3)承典ノ田園家屋ハ他日出典者ニシテ贖回スルトキハ原典價ヲ受取ルヘキヲ以テ豫メ現在ノ租谷又ハ價格中ヨリ贖回ニ因テ減損スヘキモノヲ控除シ以テ其ノ價格ヲ算定ス

(4)債權モ亦他日完全ナル辨済ヲ受クルコトヲ得スシテ意外ノ損失ヲ被ムルコトアルヘキヲ以テ其ノ債權ノ額ニ依ラス多少減額シテ評價スルヲ例トス

大日本帝政政府

(六) 家産中ニ債務アル場合ハ

(A) 或ル承繼人ニ於テ之ヲ負擔シ其ノ負擔額ニ相當スル財産ヲ均分以外ニ取得スルコトアリ

(B) 開分ノ際先一切ノ債務ヲ辨済シ殘餘ノ財産ノミヲ分割スルコトアリ

(C) 若シ分割ノ際債務ニ付何等ノ取極メヲ爲シ居ラサルトキハ當然承繼人間ニ平等分割セテレ債主ニ對シテ連帶シテ其ノ責ニ任スヘシ

ノ方法ニヨリ評價シ適當ニ接排シテ分割セル可也トセリ

(三) 枯蘭 家財ヲ以テ各股分ニ割當テタルトキハ吉日ヲ選ヒ各承繼人ハ親族及族長立會ノ上祖先ノ靈前ニ香燭ヲ奠シ開分ヲ爲スヘキ旨ヲ奉告ジ各股ニ適當ノ符號ヲ附シ之ト同一ノ符號ヲ紙片ニ記シ拈リテ籤ト爲シ盆又ハ拵ニ入レ靈前ニ供シ承繼人ヲシテ其ノ私心ナキヲ誓ヘシメ署ヲ以テ其ノ籤ヲ取ラシメ其ノ抽出ジタル籤ノ符號ニ該當スル股分ハ即チ其ノ相當人ガ應得スル財產ナリトシテ開分

書ヲ作成ジテ開分ヲ終ルモノナリ